

## 第5回奈良市幼保再編検討委員会会議録

- ◆ 日 時 平成24年10月19日（金）午前10時～正午
- ◆ 場 所 奈良市役所中央棟6階第2研修室
- ◆ 委員名簿 奈良市幼保再編検討委員会委員（9名）（敬称略、カナ順）
  - 会 長 重松 敬一 （奈良教育大学教授）
  - 副会長 埋橋 玲子 （同志社女子大学教授）
  - 亀本 和也 （公募委員）
  - 古山 周太郎 （奈良県立大学准教授）
  - 竹村 健 （奈良市自治連合会会長）
  - 辻中 佳奈子 （弁護士）
  - 畑中 康宣 （奈良市PTA連合会会長）
  - 壬生 裕子 （NPO法人京都地方自治総合研究所）
  - 山本 吉延 （奈良教育大学教職大学院教授）
- ◆ 出席者 委 員 : 埋橋委員、亀本委員、古山委員、重松委員、竹村委員  
辻中委員、畑中委員、壬生委員、山本委員  
市職員 : 子ども未来部長、子ども未来部理事、  
子ども未来部参事、子ども政策課長、  
保育課長、保育課主幹、  
教育総務部参事教育政策課長事務取扱、  
教育総務課長、学校教育課長、学務課課長補佐  
事務局 : 子ども政策課職員
- ◆ 傍聴者 4名
- ◆ 議 事
  1. 国の子ども・子育て関連3法に関する説明会の報告について
  2. 平成24年度の事業の進捗状況について
  3. パブリックコメント実施の結果について
  4. 奈良市幼保再編基本計画について
  5. その他

◆ 開会

- ・ 事務局が、第 5 回奈良市幼保再編検討委員会の開会を告げた。

◆ 議事の進行について

- ・ 事務局より、「国の子ども・子育て関連 3 法に関する説明会の報告」及び「平成 24 年度の事業の進捗状況」、「パブリックコメント実施の結果」、「奈良市幼保再編基本計画（案）」等について説明が行われた。

◆ 質疑応答・意見

(○…委員 △…事務局)

○ (会長)

・ どうもありがとうございます。国の動きもありましたし、それから、すでに平成 24 年度で実施していただきました事業に関わっての状況というのもございます。何よりも、この基本計画につきましてのパブリックコメントもいただきましたので、それに関わっての報告を踏まえて、今日は主として、この案件の中の 4 番の基本事項につきまして、最終的に皆様のご意見をいただきたいなと思っています。今までの報告の中でのご質問、あるいはご意見でも結構ですので、これから少しの時間ですけれども、議論を進めたいと思っています。どなたでも結構ですから、いかがですか。

○ (B 委員)

- ・ 質問です。よろしいですか。

○ (会長)

- ・ はいどうぞ、お願いします。

○ (B 委員)

・ 国の子ども・子育て関連 3 法について説明があったんですけども、ちょっとわかりにくかったのは 15 ページですね。施設型給付の創設ということで、利用者の一部負担なのですが、現行の保育所の場合で言うと、所得に応じた費用徴収があつて、安心こども基金の部分は施設で異なるということですが、これがまだ決まっていはいないんですけども、法律に基づき利用者が一部負担するということに、大ざっぱに分けているのですが、その場合、所得に応じたという部分が、ある程度残るのかということと、自治体において補助の差がありますので、保育料の負担というの、奈良市はかなり少ない、軽減されている方だと思うんですね。だから、奈良市の財政補助を使うとされていると思うのですが、この

辺が今回のパブリックコメントを見ている、やっぱり経済的に大変だという、負担がどうなるのか心配だというのが、かなりの意見として出ていたと思うので、この辺が法律改正のあった時にどのようになっていくのか、教えていただきたいなと思います。

○（会長）

・いかがでしょうか。

△（事務局）

・9月18日にありました説明会の中身につきましては、先程説明をさせていただいた中身のところで、今後の具体的な金額等については、子ども・子育て会議を経て決まっていくということでした。国の方向が示されて、それに基づいて市町村が決めていくという形になるようです。今おっしゃいましたように、1つは保護者負担の分があって、その上に、こういった施設型給付という国の給付がのってきます。その上に、現在考えられているのが、例えば市町村によっては、奈良市みたいに公立幼稚園がたくさんあってそこに財政負担がある所と、全く公立幼稚園がない所についても、負担の状況が違いますので、しばらくはその部分のところの調整も含めて、各市町村でその負担の割合については、上積みをするような形で、全体を整えていくように調整をして、一律になるような工夫をしていくような方向性が考えられるということです。基本は国が公定価格を決めて、それに沿った形で、全国どこにいても同じサービスを受ければ同じような金額で保育が受けられるということの基本にしていくということがまず1点と、それから保護者負担の部分につきましては今、幼稚園であれば一律でありますし、保育所であれば所得に応じた部分がありますけれども、今後は一律、法で定められた保育料について応能負担になってきますので、今度はそこについてもまた所得に応じて、保育料については何段階かあるような形の応能負担に変わってくるということです。幼稚園についても今まで一律であった部分が多少、所得に応じた形の保育料というものが出てくるんじゃないかということを思っています。

○（B委員）

・一応、地方裁量は残っているということですよ。

△（事務局）

・ええ、そうですね。

○（B委員）

・国の標準価格があって、それに基づいて地方の裁量権もあるということですか。

△（事務局）

・しばらく状況が落ち着いていくまでは、おそらく地方によって現在の支援の状況と差が出てくると思います。国が決めた金額の差が出てくる部分につきましては、少し地方で上乘せをするなりして、調整を図っていくような方向が検討されていると聞いております。

○（B委員）

・わかりました。

○（会長）

・どうもありがとうございます。多少、不透明なところがあるわけですが、今後ウォッチングしていきたいと思っています。他にいかがでしょうか。どうぞ。

○（G委員）

・今、15ページに関して質問ありましたが、17ページで、保育を必要とする場合の利用調整の手順ということが書かれています。この最初に、「当面の間保育を必要とする子どもの全ての施設、事業の利用について、市町村が利用の調整を行う」となっていますね。これは現状と同じだということですが、その当面の間の後ですね、どのようになっていくのでしょうか。また、国が当面の間と言っているのは、我々のイメージですと数年ぐらいだと思うのですが、往々にして20年、30年という場合があるので、そのへんも含めて、市町村以外のところが調整を行うという意味なのか、あるいはもう単に市町村が調整を行わずに、利用者の申請に従って、保育が必要という希望があれば、それに応えていくということなのか、このあたりの意味を説明をお願いします。

△（事務局）

・国の方でも、当面の間についての期限は定めていないというふうに、質問があった時に答えておりました。現状は、待機児童がたくさん発生している中では当然、こうした中身については利用調整をしていかなければいけないので、子ども・子育て支援の13事業の中に、利用者支援というような項目が挙がっていたところがあると思うのですが、そのような形で、様々な保育サービスが出て参りますので、利用者がどのサービスを選んだらいいのかということについても的確に選べるような支援についても、その中に入れられているというようなことを聞いております。ですので、実際のところにつきましては、先程もありましたように、ニーズの調査をして、その需要量に合わせて計画をしていくということになってきますので、極端に足りないとか、極端に余るとかという状況のないように、需給に合わせながら整備をしていきますので、その中に上手く納まっていくように利用調整をするということがありますのと、もう1つは、特別支援の必要な子どもや家庭的な状況でいろんな課題を抱えている子どもにつきましては、斡旋や要請をしながら、必

ず保育を受けられるところが必要であることについても、市町村で責任を持ってやっていくというようなことで、今まで保育所では措置というような形で、市が責任を持ってやっておりましたが、形式的には直接契約みたいになっていきますけれども、今回そこには公的契約という言葉が使われていまして、そのあたりのところにつきましては、市がしっかりとした関与を持ちながら、必ず利用できるような区分を補っていくといった方向が盛り込まれているということで説明がありましたので、当然、市についても、そうした形でやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○（会長）

・はい、ありがとうございます。それ以外いかがでしょうか。はいどうぞ。

○（E委員）

・今お話があった同じ17ページなんですけども、表が2つに分かれているところで、ここに幼稚園については書いてないんですけども、これは現状と一緒にということなんでしょうか。あともう1点、地域型保育を利用する場合は右側にいってるんですけども、まだ奈良市でするかどうかかわからないんですけども、家庭的保育をもし導入する場合には、保育料は事業者へ支払うという形になるのでしょうか。公立保育所は市町村が設置しているということなので、市町村へ支払うことになるかと思うんですけども、これが事業者への支払いとなると、結構支払いがないとか、そういう問題も起こる可能性があるのかなというふうに思ったんですけども。

△（事務局）

・具体的などころまではいってないんですけども、基本的に左側の分については、私立の保育所自体は現状通りということで変わりはありません。右側の部分につきましては、幼稚園の部分につきましては、私立幼稚園が現状通りで、私学助成と就園奨励費でいくか、施設型給付を貰うかによって変わって参りますので、施設型給付を貰える場合については、右側に入ってくるというような形になろうかと思えます。その場合に例えば、私立幼稚園であれば当然、現状通りに直接契約になりながら、保育料を私立幼稚園に払っていただくという形と、それから施設型給付をお渡しをするという形の組み合わせになってくるということになりますので、地域型保育を利用する場合につきましても、どこが実施主体になるかということによって変わってくるかと思えます。民間がされる場合につきましては、同じような形で、保育料につきましては直接、民間さんの方に保護者負担していただく分についてはお払いいただくような形になろうかというように思っております。

○（会長）

・はい、いいでしょうか。他にはいかがでしょうか。はいどうぞ。

○（C委員）

・2点あるんですけど、先程、待機児童解消になるように定員を増員するという話がありました。基準をこれまで1対5でやっていたのを、国の基準にして1対6にするという話がありましたが、それというのは、もし待機児童が解消したら、奈良市としてはもう1回基準を戻したいのか、それともこのまま1対6でいくのかというところを、少しお伺いしたいのがまず1点目です。2点目は、基本事項のお話なんですけど、ちょっとよくわからないのでお伺いしたいのですが、4番目ですね、過小規模の幼稚園については、施設型保育の位置付けは廃止するとありますが、廃園にするという意味なのか、地域の保育ニーズにより地域型保育のタイプを検討するとしていますが、やっぱり幼稚園で教育を受けさせたいというふうに思っている保護者からすると、ああ幼稚園がなくなっちゃって小規模保育や家庭的保育はあるけども、やっぱりそこでやるよりも幼稚園へ通わせたいという思いがあると思うので、そういう場合は、例えば廃園した上で、小学校がよくやるように移動のバスとかそういうサポートは考えてないのかというようなことをちょっとお伺いしたいんですけど。

△（事務局）

・2歳児の対数ということなんですけども、公立保育園について、今まで2歳児については1対5という基準で特に配慮しておったんですけども、これにつきまして、7月から待機児童解消ということがありますので、1対6という基準に変更したということなんですけど、これにつきましては、今は待機児童が多いということで、その間という形で考えておるところです。

△（事務局）

・もう1点のところなんですけれども、従来から幼児教育をやっていくには、一定の集団規模が必要であるということについての我々の考え方については、変更がありません。パブリックコメントをとっていきますと、過疎地では、地域の子育ての拠点であるとか、中身のことがなくなっていることへの課題みたいなものが言われていたりとか、保育ニーズを見ていても、少人数でも家庭的な、アットホームな雰囲気の中で子どもを見てもらうというサービスを置いて欲しいというような中身のことがございますので、通える範囲という中にですね、例えば認定こども園であったりとか、保育所であったりとか幼稚園であったりという施設型の施設も当然、中学校区の中にはあるということ想定していきながら、今後も廃止をしていくような場所においても、今まで学校規模適正化であれば廃止しても何も残らなかったんですけども、待機児童が多いというような状況があれば、家庭的保育や小規模保育ということについても、3施設を活用しながら、そういうものも置いていくという方向に少し転換していてもいいんじゃないかということで考えておりま

す。地域型保育というのは、0歳から2歳が基本となっているのですけれども、地域の状況に応じて3歳から5歳までのところにつきましても、やっても構わないということになっておりますので、そのあたりは状況に合わせながら、0歳から2歳の場合でいいのか、0歳から5歳までというような形で考えないといけないのかというようなことについても、ニーズや状況に応じてということになってきますので、今までの規模適正化で数が少なくなった部分に、今度は地域型保育というところを少しプラスした形で、配置の検討もやってみてはどうかというのが、この4番目の趣旨の内容でございます。これは地域によって違いますので、バスや何かの手立てをして通っていただくというような場合もありますし、バスを準備するにしても無理がありましたら、拠点的にそういうようなものも残すという方法もあるだろうしということで、そのあたりはちょっと一律にいきませんので、地域の状況を見ながらまた計画をし、またご説明しながら、方向を決めていきたいというのが4番の内容です。

○（会長）

・かなり個々の対応が迫られている分につきましては、市の方でできるだけその地域のニーズを大事にしながら対応していくというようなところを、今までもしていただいている、この前の左京でも実際にバスを使って対応してもらっているということはあると思います。他にはいかがでしょうか。はいどうぞ。

○（F委員）

・再編にあたってですね、その市の再編した後の施設の運営にかかる検討というのが、特に重要になることだと思うのですけれども、国の予定でいきますと、公定価格の設定が平成26年になっています。それがどういうふうな金額、入りを考えてですね、進めていかれる予定なのか、お考えがあればお聞かせいただけますでしょうか。

△（事務局）

・公定価格ということですか。

○（F委員）

・はい。収入の分がまだ確定できない中で、今後の全ての運営の試算というのをある程度想定しながら再編を考えていくのはかなり厳しいものなのかなというのが、今日の話聞いて思ったところなのですけれども、あえて今のお考えをお聞かせいただければと思います。

△（事務局）

・今のところにつきましては、国の説明会に行きましても詳細は1つも決まってい

で、担当者としては具体的な資料作りまでいかないというところです。国につきましては、法の制度上、この子ども・子育て会議で検討した上で決めるということになっているので、この平成25年4月以降でないと、正式に決めて下ろしてこれないということがあって、国の政策担当者からも、結果を聞いてからではおそらく市の方が間に合わないということになっていますので、事前に案件の内容については知らせていくので、それに基づきながら、市の方もある程度予想して考えていけたらということの指示があったような状況にあってですね、そのあたりについては我々も情報不足で困っているというような状況がありまして、今はコストも含めて計画をしていかなければいけないのは当然なんですけれども、まだそのあたりの状況については十分つかめていないのですが、国で決まったところについては随時、説明会を開いて下ろしていくということは言うておりましたので、またわかり次第、そのように様々なことをしながら資料作りをしていけたらと思っています。

○（会長）

・おそらく前例踏襲が基本ですから、そんなに無茶にですね、ガバッと金額が変わったりすることは想定できないと思うのですが、それもきちっとウォッチングしながら、報告をいただきたいと思っています。他にはいかがでしょうか。

○（D委員）

・だいたい3つぐらい問題が出てくると思います。幼稚園と保育園の教育問題はどうか。あるいは、0歳以外はとってもらえるのか、あるいはカリキュラムというのは当然違いますから、それが文部科学省と厚生労働省の違いもありますので、初歩的なことが浸透していないから、その声が集まってきていると思います。だから先程おっしゃったように、早い段階でお金もこんな形ですというようなことをきちんと出していかないと、どこに的を絞っていったらいいか、まとまりが何もないと、言いつばなしになっているだけという感じがするんですよ。質問が先程からありましたが、これから色々やりますよとなっていますので、それが果たして正しかったかどうか、そこらへんをもう少し整理して、料金の問題もみんなが心配して頭にあると思いますからね。

△（事務局）

・料金の問題については、利用者も含めて民間の事業者の方も、どうなっていくのかということで、そのあたりでこども園化していけばいいのか、従来のまま保育所としていけばいいのかといういろんなことも含めて、本当にお金の部分については、非常に大事なところですので、関心のあるところかということをおもっています。そのあたりも含めて、先程お示した説明会のところでも、教育・保育の部分で混乱が起こらないように広報に努めていけと言っているのはそのあたりだと思いますので、わかり次第、できる限り広報に努めていきたいなということはおもっています。今回も幼保再編の基本計画のところにつき

ましては、前回の委員会でQ&Aを作ったらいんじゃないかというようなことのご意見もありました。1回、Q&Aを作ってみたのですけれども、国の説明会の前にQ&Aを作った間違っただけの回答を作成してもいけませんので、国からも少しQ&Aの資料をいただいております。基本計画を今度出す場合にはそれに基づいてQ&Aも付けて、今ご指摘あったところの中で、わかる範囲のことについては、少しわかりやすい内容でお示しをしながら情報提供をしていきたいなということを考えています。ただ今までも、例えば幼稚園の園長会であったり、保育所の園長会につきましても、こうした情報提供をさせていただきながら、今回のパブリックコメントをいただくことに関しましても、関係機関には少し案内をさせていただいて、こうしたものを行っているということについてお示ししたいということで、情報提供には努めているところでございます。また、教育内容といった中身のことにつきましても、これは国の流れとは別にしまして、奈良市でも何年前から幼保で合同の研修を実施するというをやっております。実は今日6時から、保育士に加えて幼稚園の先生も入れながら、大学から講師を招いて学校教育の基礎についてお話をさせていただくことになっています。学校教育の基礎とは、というような研修も行うような内容で、少し国の流れとは別で、そうしたカリキュラムとか研修も進めていっておりますので、そうしたことも少し広報できるようにしていきたいなということを思っております。

#### △（事務局）

・22年の6月に、幼稚園と保育園と一緒に、認定こども園に向けてのカリキュラムを作成させていただきました。来年度に向けても見直しをしていくということで、幼稚園と保育園で公開保育をさせていただく中で、就学に向けて一定の力を同じようにつけていくということを基本に、研修等を進めさせていただこうと思っております。

#### ○（会長）

・はい、ありがとうございます。そのあたりが、おそらく6番の幼保再編の実施に関わったスケジュールで、国が決めた時にすぐできるような形も含めて、もう既にできる限りはいろんな整理をしていこうと。あるいは、モデル的に実施をしていこうということが、この6番目のスケジュールかなというふうに思います。ですから、縦にバンと切らずに斜めに切つてあるというところが微妙なところかと思っております。

#### ○（G委員）

・今のお話、その通りだなと思えました。パブリックコメントを読ませていただくと、やっぱり要はわからない。わからないから不安があつて、賛成すべきか反対すべきかよくわからないと読み取れるところが多いです。で、一般市民の皆さんにいかにも広報することが非常に大事だと思います。それと私が気になるのは、今回、奈良市は課題意識をもって幼保の再編を積極的に進めようとしている中で、国の動きとうまく連動していて、

奈良市はうまく乗っかっていけるという印象を持つんですけど、奈良県全体を見渡した場合に、果たしてこのペースに、奈良市以外の市町村が乗っかっていけるのかなあと心配します。平成27年の法律施行を前提にした話になっているのですが、国の動き自体も27年でいけるのかなあとという心配があります。そうすると他の市町村はこんなペースに乗っていけないというので、本来であれば協力し合って共に進めていくべき地方自治体が、その意識の違いによって、場合によっては足を引っ張るというような可能性もあるような気がするんですね。そうした場合に、奈良市がリード役として、少なくとも奈良県は国の法改正あるいは施行となった場合に、スムーズにそれに乗っていけるような体制を作っていく必要があるんじゃないかと思います。そのへんですね、もし何かお考えがありましたら、お聞かせいただきたいのですが。

#### △（事務局）

・実際のところは、国の説明会にも県と、奈良市が中核市であるということで行かせていただいて、他の市町村につきましては、県の説明会を聞いているというような状況があります。先日は橿原市から、どうしていくんだというようなお問い合わせがありましたので、我々が考えている内容であるとか情報提供につきましては、させていただくことは可能というのが現状なんです。今のところはできることからというので、幼保のカリキュラムとか、それから合同研修のあり方のことにつきましては、文部科学省から指定を受けて2年ほどやっておりますので、そのあたりについては、他の市町村にも来年度辺りには少し広げていくような形で、何か提案ができないのかなということ、今年度はまとめていきたいということも思っております。できるところから、もしそういうことがあれば、また単に役立つことがあれば、提供できればと考えております。

#### ○（B委員）

・基本計画の事項ですけども、2番目の再編にあたっては、基本的な考え方ですけども、ちょっとこのパブリックコメントを多数寄せられている意見を見ていて、委員に対しても真剣に考えてくださいよ、みたいな厳しい意見もあったと思うのですが、ちょっと気になっているのは、現在小規模で5園ぐらいでしたかね、実際の園名を出されて存続されるのかどうか不安だということと、認定こども園でいいからちゃんと存続してほしいという声が多数あったと思うんですね。その気持ちはすごくわかりますし、じゃあ全部が全部できるのかというのはまた別問題として、しっかりとやっぱりそういう保護者に対して十分な説明をするとか、その地域の実情もしっかりと考慮した上でやるとか、何か注釈的なところがないと、これだけ読まれると、その下の3番と連動してですね、90人から170人とあるからこれはもう全然だめだな、これはもううちでは絶対運動してでも反対しないといけないな、というような話にもなってくるのではないのかなと。原則90人から170人といえば、相当な規模なので、そういう田舎のところになればもう外してしまって地域

型保育にするか、いわゆる認定こども園的な保育園や幼稚園というものは残らないようなイメージですね。イメージというか実際問題、この原則であてはめると、なかなか厳しいと思いますよね。ですので、そのへんはもうちょっと柔軟に丁寧にしていかないと、基本方針は奈良市はこうです、と出した途端に、このパブコメを書かれた人たちのところは、相当悲しまれる方もたくさんおられるだろうし、逆に言うと、地域でそういうね、今回の事案に対して運動しましょう、みたいなことになりかねないのかなあという危惧はしているので、やっぱり基本方針という部分ではもうちょっと丁寧に書かないといけないんじゃないかなあというふうに思いました。

#### △（事務局）

・今日お示しはしてないんですけども、国からの説明のところにつきましても、都市部とそうでない所についてはやっぱり方法が違っていこうから、どうした形の中身としてやっていくのかについては、少し具体的な方法として説明していく必要があるだろうなということも思っています。今回は、1番、2番、3番あたりでは、基本的な考え方の設計をしていく上で、この程度のところを決めていただきながら、今ちょうどご意見のあったところは、4番のところの中身になってくると思うのですけれども。ここはやはり都市部と、奈良でいうと東部のような所では状況が違ってきますので、また地域ごとに、今言っていたように、別個の考え方を示していかないとイケませんので、今日お願いにつきましては、1番、2番、3番あたりのところを基本に、大きな設計を作らせていただきながら、個別の地域事情のものにつきましては、再度また考えさせていただいて提案をさせていただくという形でやっていきたいなということも思っております。4番以降につきましては、今みたいなご意見も含めて、基本計画の中の書きぶりとか、今後実施計画を作っていく上での配慮事項というような形で取り扱うか、基本的な考え方はこういうふうな整理の仕方をしていきたいというふうな形で今、ご了解いただけたらありがたいかなということも思っております。

#### ○（会長）

・小中の適正化についても、丁寧にそれぞれの地域の事情を勘案しながら、地域説明会も繰り返し開いて、その地域のニーズというものも勘案して、今よりいいものをとということもやっていますから、おそらくこの中身については、かなりそういったことも、プロセスとしてはとっていただけるんじゃないかなとは思ってはいます。ただ、大きな枠組としては、地域のニーズを踏まえながらも、より現状に合ったと言いますかね、将来に合った方法というものを考えていったらどうかという1つの原則の示し方ですね。他にいかがでしょうか。どうぞ。

#### ○（E委員）

・ちょっと認定こども園について教えていただきたいのですが、8ページの政府の資料みたいなものですが、今奈良市では確か幼稚園型と保育所型のこども園が実施されているはずなんですけども、これは改正後にどちらも存続しているはずなんですけども、あえて幼保連携型認定こども園に移すというのは、財政措置以外に何か市とか利用者にとってメリットな点というのはどういう点になってくるのでしょうか。

△（事務局）

・今現在、幼稚園型と保育所型というのがあって、それを今後奈良市につきましては、幼保連携型認定こども園に移行していくとを考えていることについてご指摘あったのですが、1つは財政上とか手続き上が一本化されるということの中身のこともありますし、幼保連携型というのは条件からいきますと、幼稚園の基準と保育所の基準の両方ともを満たしているというのが基本のところになってきますので、当然、一番基準が高いんですね。だから、幼稚園型認定こども園でいけば、幼稚園という基準は満たしながら、そこに保育所機能という部分になっていきますので、保育所の基準を全て満たしているということではありませんので、そういう意味では基準や機能が高まるということになりますので、提供できるサービスの質が高いというようなイメージになろうかと思います。幼稚園型や保育所型でまだ少し足りない部分のところについては、幼保連携型にすることによって、高い基準のものが提供できるというようなイメージで考えております。

○（E委員）

・基準というのは何の基準ですか。

△（事務局）

・今、幼稚園については幼稚園の設置基準があって、保育所については保育所の最低基準がございまして、幼稚園型であれば、幼稚園の基準を満たしていれば構わないので、保育所の最低基準は満たしていないのもおかしいのですが、そこまで厳密にとらえてやっているわけではございませんので、今後、幼保連携型にすることによって、幼保の基準を意識しながら制度設計をしていかなければいけないというところで、全体の質、提供できる質が高くなるというふうな考えということになります。

○（E委員）

・利用者からすると、まさに幼稚園の機能と保育園の機能が一体化したと考えればいいのですか。

△（事務局）

・そうです。先日見ていただいた左京についても、幼稚園のところに保育所機能を付け加えただけですので、施設改修にしてもまだまだ不十分なところもあります。新たに整備していくときには、そうした基準に基づきながらの整備ということが基本になりますので、より良質なものが提供できるというような意味合いもあろうかと思うんですけどね。

○（E委員）

・地域によっては、左京とか富雄南のように、幼稚園型でも十分対応できる場所もありますよね。要するに、待機児童が非常に少ない地域では、保育所機能までは付けなくても、3歳児保育を入れるということであれば、幼稚園型でも対応できますよね。それを市立を全部改修していくほどのメリットがあるのかなと。全てを幼保連携型認定こども園にする必要があるのかなというのがちょっと。幼稚園型で賄えるところは幼稚園型を使うという考えをしない理由というのはどういうことですか。

△（事務局）

・幼保連携型認定こども園というのは、非常に幅広い形になっておりますので、例えば、幼稚園型とか保育所型でいきますと、今のところ、長時間利用と短時間利用の枠を設けながら、そこを融通して合わせてやってきております。幼保連携型認定こども園の場合は、例えば保育所型からそこへ移して行ってですね、わざわざ待機児童がいるのに短時間利用の枠を設けないといけなかったら、後退していることになりますので、基本的には長時間利用の枠ばかりの幼保連携型認定こども園も作ってもいいということになっておりますので、待機児童が多いところは全て長時間利用のための施設にしていく。それから、それほど長時間利用のニーズのない所については、この枠を最小10人ぐらいまでの枠でも構わないということになっておりますので、そのところの枠については、需要を調べながら短時間利用の枠を大きくもって、長時間を少なくするというふうな形で、柔軟に利用枠を考えていけたらというふうに思っております。

○（会長）

・はい。他にいかがでしょうか。

○（H委員）

・特に現在、幼稚園に通わせているお母さん方の意見とかの中には、先生方の負担とか、余裕を持って教育・保育していただきたいということもたくさん出ています。パブリックコメントを見ている以上に、そういったことをよく聞いていますので、今後こども園にしたときに、次の採用の状況を教えていただきましたけれども、今後そういった教員の採用について、どんなふうなお考えを持っておられるのかということと、あと、園長先生なん

かに聞きましたら、幼児教育の大切さ、もちろん保育園もそうだと思うのですが、現役のうちに若い世代の先生方にしっかり伝えていきたいということを聞かせていただくことが多いので、そういった意味で、教員の確保というのですか、採用の是正について聞かせていただけたらと思います。それとあと、先程から出ています地域性ということなんですけれども、やっぱりその地域に沿った保護者の考えもあると思いますし、例えば現在の認定こども園になっている幼稚園に通わせている保護者の方の声なんかをもっと広く広報していただけたら、保護者の方の認定こども園についての理解がもっと深まっていくんじゃないかなというふうに思っています。先日、連合会の部会で市役所の方からお話もしていただいたんですけども、ほんとに関心を持って、もっともっと聞きたいことがたくさんあるというようなことを聞きましたので、できる限りこちらからも支援していける機会というものも出していったらどうかなというふうに思いました。

#### △（事務局）

・採用に関しては、ここ何年かやはり子育て支援の大切さ、少子化対策、待機児童のことも含めていきますので、市全体の職員が削減の方向にある中で、保育士・幼稚園教員の採用の人数については割合からすれば、その枠を超えて募集しているというのが市の現状だと思いますので、そうした理解は十分していただきながら、今のところ進んでいるんじゃないかということは思っております。あと、広報につきましては先日、幼稚園のPTAの部会のほうでお話しさせていただいて、認定こども園の内容であるとか、それから奈良市が進めていこうとしているところの内容であるとか、幼児教育は何が大事なのかということを含めて、少しお話もさせていただいて、またそれ以降、園に帰ってからいろんなことでまた質問が出てきて、その中身がまたパブリックコメントの中にも出てきたような感じもありますので、やはり広報の大事さというのをその時に感じましたので、またやっていきたいと思っております。

#### ○（会長）

・これ全体が色々と変わるところもありますから、やっぱりお互いに時間をかけて話を続けていく必要があるなということをお互いに思わないわけでもないですね。この基本事項に関わりまして、1番から7番まで一応想定させていただいたわけですが、この策定の内容につきまして、1番は基本的には先程ご質問があつて、幼稚園独自にはということですが、3歳児を幼稚園に新しく設けるとするのは、なかなか難しいかもしれませんので、その可能性も含めて幼保連携型にすると、そういう検討もしやすくなるというようなことも含めて、市としては、この幼保連携型を基本にですね、とにかく展開を図っていきたくと。2番目につきましては先程、地域によっては必ずしも廃園になる不安とか、あるいはそれによって子どもたちの、という不安もありますので、こういうような書き方をするにしても、もう少し丁寧ですね、地域のニーズというものを踏まえてその上で、小中の連携も

再編もありますけれども、併せて単なる機械的に至らないような配慮はお願いしたいと。3番目につきましては、確かにニーズとしてはかなり多いことではございますけれども、今現在、認定こども園にしますと、富雄南なんかはかなりニーズが高い。むしろ極端に言えば抽選をせざるを得ないというようなこともありますので、そういったニーズというものを、できるだけ可能なところで、カバーしていきたいということです。こういう定員の原則、あくまでも原則ですので、その地域に応じてはさらに配慮することも必要かなと思っています。こういった大きな枠組が3番まであって、それを基にして具体的には先程のスケジュールでお話ししましたように、個々の事情に応じては、もうすでにモデルとして地域型の保育についても実施する必要があります。さらに民間の方にもより参加をしてもらう必要があります。そんなようなことも含めて市の方で、待機児童の解消も含めてスピーディにやるというのがうたい文句になっていますので、できるだけ速やかに、今の保護者の方のニーズ、あるいはほんとに奈良市に住んでよかったとか、あるいは奈良市に住みたいという方が、より増えるような対応を市の方をお願いをしたいというようなことで、この7つの方法を提案させてもらっているわけです。何かご質問とご意見がありましたらよろしくお願いしたいと思います。はい、どうぞお願いします。

#### ○（C委員）

・これは単純な質問なんですけど、あまりよく制度がよくわからないというのがありますけど、基本事項の中の5番で、地域型保育給付の中で3つ、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育に関しては検討するけど、訪問型保育というのはこの後に検討するというふうに、ちょっと一段下げているのかなと。どんな意図でこういうふうにされているのでしょうか。

#### △（事務局）

・実際のところにつきましては、国の流れにつきましても、地域型保育については、施設型保育の制度に準じて市が条例化をしてですね、基準を決めてやっていくというふうな事になっています。今まで当然、認可される基準に達していない所につきましては、無認可の保育施設ということで、たくさんありましたけれども、できるだけそういうものをなくすような方向に誘導していくというようなことで、地域型保育の部分に出てきております。今現状やっておられますようなところからの誘導というようなこともありますし、また新たに地域の中で今までなかった所に、こうしたサービスの拠点を置くというようなことも想定しております。その中で、居宅訪問型保育につきましては、この後整備していくなかで、それぞれの家庭に応じながらというような状況のニーズの把握というようなところについては、今のところ我々もそうした事業のことについては、把握もしていませんし、今回再編していくにあたっては、どういう拠点を置きながら保育サービスをしていくかによっては、一度にたくさんの事業は制度設計できません。制度設計させていただく順

番としては、小規模保育というふうな中身のこととか、家庭的保育や事業所内保育なんかも条例化をさせていただいて、それができれば次の段階で、居宅訪問型保育も検討し、必要があれば条例化をし、奈良市の事業としてまた実施をしていくというような形でお示しできたということ、4つの事業を同時にスタートが難しいかなと思います。そういう意味で3つを優先させてもらって、1つは後回しになるけれども、必要に応じては検討していくというので、平成27年度に向けて優先順位を決めてということが国からも言われていましたので、優先順位としてはできるだけ居宅訪問型保育の制度はちょっと下げさせてほしいというお願いということでございます。

○（会長）

・実際、実態を調べてこういうことがものすごく多いということがあります。認可するしないに関わらず検討されると思うのですが、お互いに子ども同士を預かっているだけなら居宅型とは言いませんから、そこからもう少し増えて公的につけて言うんでしょう。やる場合においては、質の保証と、質の担保ということが大事なことから、市が関与を試みたりということも起こってくるんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。はいどうぞ。

○（B委員）

・この会とは直接関係のないところなんですけども、次世代育成の方で行動計画を立てられていて、これは幅広く省庁あげて全部でということなんですけど、大きな重点項目の1つだと思うので、そこでの整合性ですね。行動計画では目標等を決めていますのが、ここでは細かく指摘されていないと思うので、ぜひ大きな理念に則って、幼保の再編では、安心していけるような運営をしていくんだらうということでの位置付けでいいと思うんですね。ですので、その整合性だけはちょっととっていただいてやっていただきたいなと思います。

△（事務局）

・今、次世代育成の方で計画を立てていただいて、庁内ではそれに基づきながら実行していくという中で、先程ちょっと紹介しましたような、幼稚園における預かり保育のモデル事業もその中から出てきている部分でございます。国も次世代育成については一応平成26年度までの時限立法ということですが、その後また検討するかどうかについては、付帯事項の中で検討していくということになっておりますので、26年度以降も続くかどうかについては、ちょっと今のところは定かではありません。国の説明会で、そのあたりの議論も出たんですけども、子ども・子育て会議というものを設置していくということが国にありまして、それも子ども・子育てに関する幅広い中身のものとして、会議自体を設置していく形になっていきますので、国の方でもその位置づけのところについては、次世代

育成とどのような関係性をもっていくのかについて、議論をしていこうということになっております。我々につきましても、次年度は国から下りてくる中身につきましてもやはり、同じような仕組みを作っていた方がいいので、子ども・子育て会議の奈良市版みたいなものを設置する方向で考えております。ただ、その中でまた、次世代育成との整合性を図っていかないといけない部分はありますので、ご指摘があった部分につきましては、また検討をしながら整合性を図っていきたいと思っております。

○（会長）

・いかでしょうか。はいどうぞ。

○（E委員）

・こども園に再編するにあたって、パブリックコメントの意見を読ませていただいて、やっぱり重要なのは、公立に行かせたい人の権利を制限するというのが、利用する側からしたら、一番困ることだと思うんですよ。奈良市がもともと1つの小学校区域に1つの公立があるというのが、他の市町村から見たら数が多いかもしれないですけど、親はおそらくそういうものだと思っっていると思いますが、再編ということなので、それが減るのはやむを得ないことだと思うので、歩いて行けるところの幼稚園に行かせたいという希望を確保するのは無理だとは思うのですけども、それ以外に教育内容と経済面ですよ。これは、やはりある程度確保しないとイケないと思うのですけども。教育内容というのは、こちらで口を出せないことですので、市を信頼して任せるとのことしかないと思うのですけれども。あとは経済面でも、前に富雄南で完全に抽選みたいな形で、近所の方が行けないという状況があったというふうにお聞きしたのですけれども、やはりそれが利用する側が一番困ることだと思うので、再編した場合でも当然、近隣には優先的に入れるような、そういう配慮もしていただいて、市民の皆様理解を得る形でもって行ってほしいなというふうに、パブリックコメントを読んで思いました。

△（事務局）

・今のところ、認定こども園は数が少ないというところで、優先区域を設けさせていただいているのは、地域住民の方が行けなくなったらいけないという状況がありますので、富雄南にしる左京にしる、それぞれ近隣区の子どもがまず入ることができて、次にその外側の方が入ることができるという状況があります。これで施設が増えてくると、おそらく心配は少なくなっていくのではないかとことを思っています。将来的に優先区域を設けてそこまで制限するかどうかについては、やはり現在保育所についても幼稚園についても、園区を設けていないというよさもありますので、その辺りは施設の整備状況と合わせて、優先区域を設ける必要があるのかないのかについての判断をさせていただきながら、今言っていたように、できるだけ近い所に利用したいサービスがあるというのが一番理

想だと思います。公立だけではもう賄いきれませんが、私立幼稚園や民間の保育所も含めて、位置関係を配慮しながら、あとは一方で給付の形が変わってまいりますので、民間の参入の仕方によっては、施設型給付という仕組みの中でほぼ差のない保育料の中で、同じような保育を受けていただけるような形に収束していくような方向で制度が検討されておりますので、そのあたりは民間さんの動き次第というところもありますので、そのあたりを見ながら検討していけたらということをおもっております。

○（会長）

・やっぱり民間であっても、できるだけ奈良市のきちとしたカリキュラムというものも提示して、その辺りでも共通にしていきたいということが前提に言われているように思いますけども。いかがでしょうか。

○（G委員）

・パブリックコメントを実施されました、この結果の今後の扱いはどのようになっていますか。

△（事務局）

・今、ご意見もいただきましたので、回答案の文面をまた見ていただきまして、少しおかしいというところがあるかと思っておりますので、ご意見を返していただき、10月5日に締め切っております、できましたら1ヶ月後ぐらいを目途に公表していきたいということをおもっております。11月の3連休がありますので、その前後ぐらいに公表できたらということをおもっておりますので、我々の方としましてはご意見をいただきたいのですが、それまでの間に委員会を開きませんので、委員長、副委員長にお手数をおかけしますけれども、最終確認をしていただき、公表できる形になればありがたいということをおもっております。

○（G委員）

・ということは、基本的には今日、資料としていただいたものですね。

△（事務局）

・そうです。その中身を概要版で報告するというような形で思っております。

○（G委員）

・それでちょっとお願いしたいんですけど、例えば今回のパブリックコメントで具体的な件数として一番多かったのは幼稚園の3年保育が多かったと思います。それに対する回答を今3ページで見てるんですけど、回答を見ますと、2園でやっているけど定員を超える

ような年度もある、全ての幼稚園で3歳児保育を実施することは難しい、こう書いてあるんですね。認定こども園に移行する中で、より充実した教育・保育が実施できるように検討してまいります、とも書いてあるんですけど、ぶっちゃけた言い方をすれば、認定こども園になれば自動的に3歳児保育は実施されるわけでしょう。一番要望されていることに、もう少し答え方をストレートに表現されたら、ああやってくれるのかと安心してもらえるのではないのでしょうか。

○（会長）

・はい、ご希望ということにしたいと思います。そろそろ予定した時刻がきているわけですが、いずれにしてもこのパブリックコメントの回答については、平成25年の4月になって、奈良市で少しでも生活を変えてみたいなという方も増えることを期待して、できるだけこういう説明が可能なところは、ホームページなんかにはアップしていただきたいと思います。あっこういうことも、今すぐにはいかにしてもですね、検討してるんだとか、そういうことが外部からも見えるようにしてほしい。おそらく市民の方々がですね、今アクセスしやすいのは、多分ホームページだろうと。なかなか文書では伝わらないところがありますので、そういったところも活用をですね、できるだけ質問の箇所も設けながら、そういった市民に情報を提供することを通してですね、今現在の奈良市の市民だけじゃなくて、将来的に検討している方についてもですね、奈良市に住みたいと思えるようにしたい。もともと趣旨は奈良市の人口を増やしたいということもありますので、そういったことも可能になるような対応というの、ぜひ検討いただきたいと思います。そのためには、基本事項の4番以降についてはですね、できるだけスピーディーに実施するにあたってはですね、もちろんこの委員会に報告と言うことで、場合によっては委員会を設けなくてもですね、必要なことについてはメールでも議論できればと思いますので、そういったことについての報告をいただきながら進めていただければと思います。可能なところはスピーディーに実施いただきたいと。そして、市民の皆様の不安とかですね、このパブリックコメントでは、かなり不安な要素が多いということでしたので、説明をできる分については説明いただきたい。できるだけ不安をなくして、少しでも良くなるんだというイメージを提供できればなあと思っております。そういった意味で、この委員会としましては、1番、2番、3番あたりを原則にさせていただいてですね、できるだけ速やかに実施可能なところは実施をいただく。モデル事業として実施いただくところは実施いただくという形で、本日の委員会としては収めさせていただきたいと思っております。それでは、予定した時刻がまいりました。どうもありがとうございました。

以上